

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第1939号

平成20年2月19日火曜日 第1939号

◇ 目 次 ◇
告 示

H ""	
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可	
申請の概要 1	104
大規模小売店舗の変更の届出の概要等1	105
大規模小売店舗の廃止の届出1	106
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件)1	106
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧1	107
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧 1	107
道路の供用開始(県道松山川内線)1	107
道路の供用開始(一般国道 441 号)1	107
公告	
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託	108

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 209 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市 役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 戸田建設株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号 代表取締役社長 井上 舜三
- 2 事業場の名称及び所在地 平成19 - 21年度祝森トンネル工事作業所 宇和島市祝森字ガイノ木乙 303
- 3 特定施設に関する事項

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号)別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特 定 施 設 の 能 力	1 時間当たり22 5立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後28日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	断続

特定施設の1E 時間	日当たりの使用	5 時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9 0~13 0 最大 9 0~13 0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5.0 最大 10
	浮遊物質量 (単位 1 リッミリ つさく) ラム)	通常 2,000 最大 5,000
	室素付 含 変素 で で で で で で で で で に で で に で で に で で に で で に に に に に に に に に に に に に	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.04 最大 0.1
	日当たりの量 ラメートル)	通常 2 最大 4

4 汚水等の処理施設に関する事項 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	着手後28日			
使用開始の予定年月日	完成の翌日			
処理施設の種類	物理処理			
処理施設の型式	自然沈降			
処理施設の構造	鋼製			
処理施設の主要寸法	縦 1 3メートル 横 2 5メートル 高さ 1 5メートル			
処理施設の能力	1 時間当たり15立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	自然沈降			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用 時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動 の概要	無し			
処理施設に 項 目	処理前 処理後			

よる処理前 及び処理後	水素イオン 濃度(水素 指数)	~,	9 0 ~ 13 0 9 0 ~ 13 0	~	9 0 ~ 13 0 9 0 ~ 13 0
の汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	5 .0 10	通常最大	5 D 10
	浮遊物質量 (単位 1 リッきミリ ラム)		2 000 5 000	通常最大	
	室素合 (する	通常最大		通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	0 .04 0 .1	通常最大	0 .04 0 .1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			2	通常最大	

備考 汚水は、特定施設で再利用する。

(参考)濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後28日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理及び化学処理
処理施設の型式	凝集沈澱及び水素イオン濃度調整
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 5 55メートル 横 5 89メートル 高さ 6 5メートル
処理施設の能力	1 時間当たり30立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈澱及び水素イオン濃度調整
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用 時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動 の概要	無し

処理施設に	項	目	処	理	前	処	理	後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イ 濃度(指数)		~.,,	9		~.,,,	6 5~8 6 5~8	_
汚染状態の値	化学的 要求 1 たルに ミリグ	(単 リッ つき	通常最大	5 D 10		通常最大	5 D 10	
	浮(リつきム) ラム)	1ルに		2 ,000 3 ,000		通常最大		
	室(リつラ うしつラム)	1 1	通常最大			通常最大		
	りん (リッシム) ラム)	1 ルに	通常最大	0 .04 0 .1		通常最大		
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			160 400		通常最大	160 400	

備考 当該施設は、特定施設から発生する汚水以外の濁水の処理を行う。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		6 5 ~ 8 5 6 5 ~ 8 5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	120 300

○愛媛県告示第 210 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新 田155他21筆	大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式式会社社子 会社社 オチック 式も 会社社 オチック 式も 会社社 大会社 大大式会会 大大式 大大式 大大式 大大式 大大 創 産 ルイン式式式 会社 社子 1 回ル 大大式会会社 1 一 大大式 1 一 大大式 1 一 大大大 1 一 大大 1 一 大大 1 一 大大 1 一 1 一	株式式 天会 会会会会 大会 会会 大会 会会 大会 会会 大会 会会会会社 社社 社社 大式式 黒式 東京 前年 一年 大式式 大株ゴシズ式式 黒式 東京 が 会上 大大式式 大大 東京 かく は 一年 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大 大 大 大 大 大	平成19年 6月2日	平成20年 1 月31日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 211 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成20年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗	大規模小売店舗	大規模小売店舗内の店舗面積の
の名称	の所在地	合計が基準面積以下となる日
サンビッグ西条店 西条市福武字沢(前甲971番 1 外		

○愛媛県告示第 212 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・北浦地区)の施行は、適当と認められているので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・北浦 地区)計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成20年2月20日から3月18日まで

3 縦覧場所

内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第 213 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良

事業(かんがい排水)・駄場地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・ 駄場地区)計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成20年2月20日から3月18日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁

○愛媛県告示第 214 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・上川中区地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・ 上川中区地区)計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成20年2月20日から3月18日まで

3 縦覧場所

内子町役場小田支所

○愛媛県告示第 215 号

大洲市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・予子林地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・ 予子林地区)計画書の写し
- (2) 大洲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成20年2月20日から3月18日まで

3 縦覧場所

大洲市役所肱川支所

○愛媛県告示第 216 号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(宇和島地方局管内)

発 起	人 の 住 所 及 び	氏名	加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
宇和島市津島町高田甲137 2 西村孝俊	宇和島市津島町近家甲209 78 魚 下 定	宇和島市津島町岩松丁289 1 河 人 健 二	岩 松	岩松漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年2月19日から同年3月4日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

宇和島地方局管内の加入区 宇和島地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第 217 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市北梅本町	「甲626番 4						平成20年 2 月19日
II	II	松山市北梅本町 同町甲836番 2		地先から					"

○愛媛県告示第 218 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道	441号			大洲市松尾933番15から 同市松尾931番11まで							平成20年 2 月19日

公

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

(2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所 松山市若草町7番地(交通管制センター)ほか

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札 書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等 に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、 次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備 保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履 行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に ない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係

〒790 - 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934-0110 内線 2273

(2) 入札書の受領期限

平成20年3月31日(月)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所 平成20年3月31日(月)午後1時30分 愛媛県警察本部2階第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、 委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書 の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛 媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の 制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落 札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 31 March 2008
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administrative Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110 Ext 2273